

藤元議員 4点について質問させていただきます。最初に災害時における避難困難者対策についてお伺いします。10年前には、東日本大震災、そして、その後の九州での大地震、局所的な豪雨による河川の氾濫、山崩れなど全国各地で災害が相次いでおり、本町の住民のみなさんの防災に対する関心は、一段と高まっています。その声を反映して本会議においても、本日もそうですが、防災対策については繰り返し、繰り返し取り上げられてまいりました。行政においては、この声に応じて、この間、保育園・小学校の高台への移転、避難所・避難路の整備、食料や水の備蓄、防災無線の整備等々、少しずつですが、災害に備えての準備を整えてまいりました。しかし、まだまだ多くの課題が残っているのも事実であります。台風による風水害の場合は、数日前からその規模、方向などが推測できるようになってきているため、予め被害を最小限に抑えるための対策は比較的取りやすくなってまいりました。ただ、住民の皆さん方が、一番心配しているのが、南海トラフを震源とする巨大地震津波であります。実際起こってみないと、どの程度の地震が起こり、どの程度の津波が押し寄せるのかはわかりませんが、想定通りだとすれば、老朽住宅の多くは倒壊し、役場も含め、本町中心部の建物の多くが浸水し、大きな被害を受けることは間違いありません。足の不自由な高齢者などからは、「どうせ逃げても間に合わないから、2階に避難することにした。もう諦めている」と悲しい声も聞こえてまいります。行政としては、大変難しい課題ではありますが、避難困難者の命が少しでも多く救われるよう最大限の対策を講じておかなければなりません。また、せっかく救われた命が、避難生活の中で失われるという事態が各地の被災地で起こっており、他の避難所ももちろんですが、特に福祉避難所については、その役割をしっかりと果たせるよう日頃から準備を整えておく必要があります。本日は、避難困難者の対策に限って質問させていただきます。災害発生時、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人など、災害対応能力の弱い方々を以前は、「災害時要援護者」と呼んでいましたが、法改正により「要配慮者」と呼ぶようになっています。本町では、現時点で「要配慮者」が何人いらっしゃるのか最初にお伺いし

ます。次に、要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合、自力や家族の支援だけで避難することが困難な人で、支援を要する人を「避難行動要支援者」と呼ぶようになっていますが、台帳を整備することになっているので分かると思いますので、現時点で何人いらっしゃるのかお伺いします。次に、避難行動要支援者には、自治会、自主防災組織等から2人程度のボランティアとしての支援者が必要とされていますが、責任が重すぎて、なかなか決まらないというお話も伺っています。実は、この問題につきましては、平成24年9月議会で取り上げさせていただきましたが、当時の担当者からは、「町内会、自主防災組織に支援者を探してもらっていますが、支援体制が整っているのは2人だけだ」との答弁でした。その後のことが大変気になるところで、改めてお伺いするのですが、現在、どの程度決まっているのでしょうか。また、支援者が決まった場合、独自の避難計画、避難訓練が必要だと思いますが、その実施状況をお伺いし、次の質問に移ります。次に、主として要配慮者に避難していただく施設を福祉避難所と言いますが、本町の場合は、海部老人ホーム、特別養護老人ホーム・緑風荘、介護老人施設・和楽の3箇所が指定されています。ただ、そのことを知っているのは、一部の関係者のみで、一般には知られていません。また、そもそも福祉避難所とはどういう避難所なのかということ自体の周知も殆どできていないというのが実態であります。災害時、どこの避難所に避難するかということを探ねると、大抵の人は、自宅にいることを前提にどこそこと答えます。しかし、地震津波は、いつどこにいるときに発生するのか誰にも分かりません。したがって、立ってられないような、しかも長く続くような地震があれば、その後には必ず大津波が来ると考え、とにかく身近な高い所に避難することが大切になります。それが、たまたま福祉避難所に指定されている施設だったということはありませんし、それは正しい判断だと思います。ただ、福祉避難所は、特別の目的を持った施設ですので、いったん落ち着けば一般の避難者は、速やかに別の避難所に移動していただき、福祉避難所が本来の役割を果たせるようにしなければなりません。そのためにも、福祉避難所

はどこが指定されているのか。そしてそれは、どういう目的で設置されているのかを、災害時のトラブル、混乱を避けるためにも、地域防災計画にもあるように多くの方々に予め、しっかり周知しておく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。次の質問に移ります。町営住宅の管理についてお伺いします。この管理の件については、一部更新住宅に適用されている不公平な家賃の問題、町営住宅入居者が故意に建物などを破損した場合の弁償の問題等々取り上げてまいりましたが、本日は、3月議会で解体計画があるにも関わらず、1戸がそのまま住まわれており、4戸で荷物が放置されている。そして、荷物撤去の要請に対し、返答がない、あるいは「二度と話をしに来るな」と言われているケースもあるということが明らかになりました。解体計画が遅れており、いつまでも放置できない問題だと思いますので、改めてお伺いします。そもそも、更新住宅を建設し、改良住宅を解体するという計画は、18年ほど前、平成15年12月議会において更新住宅建設のための設計費、用地代などが計上されたのが初めてであり、始まりだったと思います。その後、更新住宅の建設が次々と進められ、同時に平成20年からは、改良住宅の解体が始まりました。結局、更新住宅は、当初50戸の予定が34戸の建設を完了した時点で終了しました。当時の町長は、「住まない住宅は建てない」という答弁をしていましたが、既に建設が終わっていた平成25年3月議会時点で、死亡、施設入所で5戸が空き家、6戸が最初から入居がなかったことが明らかになっています。改良住宅解体後は、公園を造る計画があり、今年3月議会に徐々に解体費用が計上されましたが、平成27年度を最後に、それ以降解体はストップしたままです。時々、町の方で草刈りはしていますが、住まなくなった住宅は、敷地内に雑草や立木が繁茂し、景観も良くなく、周辺の住民のみなさんからも、早期撤去の要望も伺っています。普通、借りていた住宅から出るとなれば、いらぬものは処分し、必要なものは持って出るというのが常識であります。荷物を放置し、話し合いにも応じないケースがあるとのことですから、正直驚いてしまいます。そこで、具体的にお伺いします。更新住宅の建設とセットになっていると思

いますが、この改良住宅の取り壊し計画は、いつ策定されたものか改めてお伺いします。次に、荷物を放置しているのは、それぞれ、いつから放置しているのか。そして、放置の理由をどのように主張しているのでしょうか。また、状況が分からないのでお伺いするのですが、手続き上、まだ入居中ということであれば、家賃を支払っていただく必要があるということになります。家賃の支払いはされているのでしょうか。次に、計画は大幅に遅れており、いつまでも放置できません。弁護士さんとも相談されているようですが、今後、どのように対応しようとしているのかお伺いします。最後に、遺品の処理も含め、こんな問題は全国各地で起こっているようであります。本町の町営住宅においても古い住宅が存在し、新しく建て替えなければならない住宅もあります。今後、このような問題に対処するためにも、新たな条例の制定も必要ではないかということをお伺いし、次の質問に移ります。次に、健康増進対策、特に特定健診などの受診率向上のための方策に限ってお伺いしたいと思います。この問題については、再々議会でも取り上げさせていただきましたけど、現在においても、非常に重要な課題だということで、改めて質問をさせていただきます。町長は、就任以降「住んで良かったと思えるような牟岐町、そして生まれ育った「ふるさと牟岐」へ帰ってきてもらえるようなまちづくりを目指す」と再三表明してまいりました。町長だけではなく、そんな牟岐町になれば良いなと誰もが望んでいることだと思います。ただ、それは健康でなければ実感できるものではありません。重い病気を抱えてでは自分のことで精一杯、普段は楽しく感じることも感じられなくなります。他人のことを考えたり、前向きに生きるということが難しくなります。もちろん、高齢になれば、いろいろ具合の悪いところが出てくるのは仕方がないことですが、それでも前向きに人生を有意義に楽しく生き、本来の感性を持ち続けるためにも健康でいなければなりません。自分の体のことは自分が一番知っているなどと、健診を軽視する人がいらっしゃいますが、はっきり申し上げて、それは間違いでありまして、自分の健康状態を客観的に知るためには、健診は欠かすことはできません。健診をすることにより病気の

早期発見が可能になり、重症にならないうちに治療することにつながります。また、治療費についても、健診受診者とそうでない人と生活習慣病治療費を比較すると、受診していない人は、受診者の2.66倍かかるとの調査結果もあるようですので、経済的にも助かるということになります。勤めに出ている人は、職場での健診が義務付けられていますので、殆どの人はされてると思いますが、退職者や自営業者でされていない人が比較的多いのではないかと思います。少なくとも年一回の健診は対象者全員が受けたいものです。引き続き、徳島県は糖尿病で亡くなる人が多い状況が続いており、がんで亡くなる人も多いという現実があり、本町でも同じような傾向があるようです。町が行っている特定健診や各種検診を、さらに多くの人に受けていただかなければなりません。幸い本町の場合は、担当職員の方々の頑張りもあり、今までにいただいている資料を見せていただく限りでは、検診の種類によって減ったり増えたりの実状もありますが、無料クーポン券の配布、頸部・腹部エコーの導入など、様々な工夫をしていただき、特定健診の受診率は増える傾向にあるようです。ただ、政府の掲げている70%の受診率には、まだ距離があり、もっともっと多くの方々に健診を受けていただかなければなりません。そこでお伺いします。住民のみなさんの健康の維持と増進に直接責任を負っているのが特に健康生活課の職員のみなさんだと思いましたが、日常の業務の中で、住民のみなさんの健康の維持、増進を図っていくうえで、本町での課題はどのようなものがあるというふうに考えているのか、最初にお伺いします。次に、健診の必要性については、先に述べたとおりだと思いますが、本町における特定健診・その他、がん検診などの受診の状況はどうか、改めてお伺いします。次に、先ほども述べたように、受診率向上のため、本町では様々な工夫をし、努力をしていただいています。しかし、まだまだ多くの方々に受診をしていただくよう頑張っていたいただかなければなりません。今後、どうやって受診率を上げていくのか。新聞報道でもありましたが、厚生労働省研究班は、特定健診と眼科検診と組み合わせると受診率がアップするとの研究結果を発表しています。骨折や転倒、認知症など、介護

を必要とする原因になる病気やケガに眼が大きく関わっていると言われていています。眼科検診を加える意義は大きいと思います。本町で実施する考えはないかお伺いし、次の質問に移ります。新型コロナワクチン接種についてお伺いします。幸い本町では、感染者はいないようですが、感染拡大の恐れが依然として続いていますし、自粛の長期化により住民のみなさんの精神的疲労というのは深刻なものがあります。また、業種によっては大きな経済的打撃を受けています。このような中でのワクチン接種ですので、少しは沈静化に向かうのではないかと住民の皆さんの期待は大きいものがあります。そこでお伺いします。現時点での年代別の接種率をお伺いします。ただ、接種を終えていない方が大半だと思いますので、ほぼ同じ数字が出るであろう予約率でも結構ですのでお伺いします。次に、この頃は、送付している文章にしても、案内の放送にしても随分改善されてきたと思いますが、最初の頃は、予約については、随分混乱があったと思います。予約の電話を何回かけてもつながらない。直接役場に言ったら確実にということまで役場に行ったら、ずらりと行列ができていた。そんなことで、予約を諦めたという話は、あっちこちでお聞きしました。もちろん、接種は任意でありますので、接種をしないという人は当然いますが、したかったけど諦めたという方がいらっしゃるのも事実です。今からでもできますよという周知は必要だと思いますが、どのようにされるのかお伺いし、質問を終わります。

一山議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 藤元議員の災害時の避難困難者対策についてお答えします。要配慮者・避難行動支援者についてですが、昨年2月に各地区民生委員の協力を得まして、避難行動支援者台帳の見直しを行いました。令和3年4月1日現在の登録状況は、登録対象者76名の内、支援を希望し、支援を受けるために個人情報を提供することに同意が

あった方は53名となっています。この情報につきましては、各地区自主防災組織、民生委員、牟岐町社会福祉協議会、海部消防組合、牟岐町消防団、牟岐警察署と情報共有しています。避難行動要支援者の避難訓練は実施できていませんが、今後、避難行動要支援者本人が訓練参加に困難な場合は、その方の支援者が代わって訓練に参加をしていただくことなどを検討して参りたいと思います。続きまして、福祉避難所の周知の徹底をすべきではないかについてですが、議員ご質問のように、牟岐町内には現在、緑風荘、和楽、海部老人ホームの3箇所の高齢者施設を福祉避難所として指定し、協定を締結しています。以前からの課題としまして、指定避難所として公表されると、受け入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がありました。本年5月に災害対策基本法の一部が改正され、福祉避難所ごとに、受け入れ対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できるようになりました。今後は、指定福祉避難所の設置等について、要配慮者が適切な施設等に避難できるよう、広報活動や訓練を通じて広く住民にも周知を図り、ご理解とご協力を求めてまいります。次に、町営住宅の管理についてお答えします。計画の策定につきましては、改良住宅等改善事業建替計画として平成15年度に申請し、平成17年度より更新住宅が建設されています。また、これに伴い平成20年度より順次撤去も行われてきました。荷物の放置ということですが、町営住宅大川団地は現在も4戸使用されており、家賃についてもお支払いいただいています。議員ご指摘の退去していただけない理由につきましては、1戸の方につきましては数年間連絡が取れていませんが、現在もお住まいの方は、「今までどおり、使用したい。」とのご意向であり、その他の方におかれましても同じ見解の方もあらうかと思われまします。このため、計画当初より町としまして明け渡しをお願いはして参りましたが、入居者のご理解をいただけないまま現在に至っています。新たに条例制定までは考えていませんが、解体後の計

画もありますので、今後ご理解していただくようお願いして参りたいと考えています。健康増進対策、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、久米健康生活課長よりご答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

一山議長 久米健康生活課長。

(久米健康生活課長 登壇)

久米健康生活課長 私の方からは、『健康増進対策について』と『新型コロナウイルスワクチン接種について』をお答えさせていただきます。まず、『健康増進対策について』の「健康の維持・増進を図っていく上で、本町の課題は。」ですが、牟岐町では、若年層の健診未受診者が多いです。そして、糖尿病患者や予備軍が県内トップレベルです。また、治療中であっても、糖尿病コントロール不良の割合が多いことも課題です。コントロールさえ良ければ、いい状態を保つことができ、重症化を防げます。コントロールができない結果、腎不全での人工透析や心臓疾患などをおこして、医療費が高額になっています。牟岐町の課題には「糖尿病」が土台にあると思われれます。子どもや大人も、食事や飲み物の嗜好、運動習慣などの生活習慣を見直していく必要があると思います。次に、「健康の維持・増進のためには健診は欠かせない。」「特定健診・がん検診などの受診状況は。」についてですが、特定健診の受診率は、年々向上傾向にあります。県内では上位にいます。法定報告での令和元年度の受診率は61.7%でした。令和2年度の受診率がこの9月に確定されますが、令和元年度よりも受診率は向上している見込みです。今後も引き続き、健診を受けて頂けるように、保健事業を実施していきたいと思えます。次に、各種がん検診の受診率が、これは10%前後です。徳島県内全体で受診率が低いため、牟岐町の10%前後でも、県内では上位な方です。がん検診を進めていますが、あまり受けたがらない方も多いと感じています。牟岐町では、がんに係る医療費がとても高いのが現状です。対



策として、節目無料クーポン券を40歳～70歳の方に対し5歳刻みでお送りしていますが、なかなか受診率が上がりません。ご自身で人間ドック等での健診を活用している方もおられるので、この割合がすべての結果を表せてはいませんが、町が実施している健診の結果です。今後、牟岐町国保の補助金にも、がん検診受診率が問われますので、今のままの受診率では、補助金アップにはつながりません。今後も特定健診・がん検診ともに受診勧奨をしていきたいと考えています。次に、「眼科検診との組み合わせで特定健診の受診率が向上したという研究報告があるが、実施の考えは。」についてですが、現在、眼科検診の実施はしていませんが、集団健診にて特定健診を実施した方のうち、血圧や血糖値が基準外の方には、『眼底検査』を実施しています。自覚症状のないまま進行する動脈硬化の所見を、眼底検査から発見することもできますので、眼底検査は有効な検査だと考えています。特定健診の受診率を維持・向上するためにも、今後、個別健診でも同様の健診ができるように、町内医療機関とも調整し、体制作りを実施していけたらと、考えているところです。次に、『新型コロナウイルス接種について』の「現段階における年代別の接種率のご質問ですが、6月15日時点で、ワクチン接種の予約率は、65歳以上の方で約89%です。接種率は、65歳以上の方で約53%です。年代別での接種率になりますと、80歳代以上の方は、約83%、70歳代の方は、約40%、69歳から65歳の方は約9%です。次に「予約を諦めた人もおり、接種予約ができなかった人に再度の周知が必要ではないか。」の質問ですが、確かに、高齢者では予約を年齢ごとで受けたり、電話が繋がらなかったなど、順調に予約ができていない人もいるかもしれません。明日の折込みチラシにて、今後のワクチン接種スケジュールについて、お知らせをする予定ですが、その中に『65歳以上の方で予約がお済でない場合は、随時、予約が可能ですのでご連絡ください。』と記載しています。また、独り暮らしの高齢者の方に対しては、民生委員さんが今まででも予約のサポートをしてくださっていますが、再度、訪問時には予約のことも確認いただき、サポートをお願いできたらと思っています。私からは、以上

です。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 町営住宅の管理のことについて、再問させていただきます。全協のときにも説明がありましたけど、一人はお住まいになつてと、あと4戸、荷物を撤去していただけない方がいるというお話でした。今も同じ答弁だったのですが、4戸のうち1戸は連絡が取れないという話がありましたけど、同時に家賃をいただいているという話もありまして、その連絡が取れない人ももらっているということでしょうか。そこを再度確認させていただきますが、それと、これ、計画、解体が遅れているということで、実は、樫谷議員が23年でしたか、どうなっているのという質問をしています。私も取り上げたことがあるのですが、その中で23年度中に終える事業であるという答弁だったと思うのですが、それから考えると、非常に遅れているわけで、いつまでも放置できない。早く解体作業を進めなければいけないのではないかというふうに思うのですが、今後、もう少し、どうしていこうとしているのか、それは議会で2戸分壊すという話もありましたが、できるところから解体していくのかなというふうにも考えますけど、少し連絡が取れないということになってくると、なかなか難しいというような気もしているのですが、先ほどにも全員から家賃をもらっているのかということと、かなり解体、計画からも遅れているということで、徐々にできるところからでも進めていくのかということで再問したいと思います。

一山議長 海部住民福祉課長。

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 今、藤元議員の再問ですが、家賃につきまして、1軒の方につきましては、私も事情は分かりかねますが、23

年度のときに減免という形を取っています。もう1軒、現実的に5軒あるのですが、1軒の方につきましては、お亡くなりになって荷物は片付いている状態です。あと1つだけ荷物が残っている状態ですが、ないのも同然です。それと、23年度中にということで、23年12月までに牟岐町に住所を置いていただきお住まいしていただくという形で、更新住宅の方に入っていただくという形で計画は進んでいまして、そのときに牟岐町に住所が置けない方につきましては、明け渡しという形になっています。残っている方が今の4軒です。3軒の方につきましては、現在も使用中です。以上でよろしいでしょうか。解体につきましては、今年、1軒、予算を上げさせていただいています。それに伴い端の方から順次、3年、4年計画を立てて、予算が許す限り解体したいと考えています。残っている方につきましては、再度、お願いしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 家賃のことは分かりましたが、これの計画を作るときに、新しい住宅を造って古い住宅を壊して新しいところに入ってもらおうということで始めたと思うのですが、その当時、今、残っている方も同意して始めたのではないかと思うのですが、そこらはどうなんでしょうか。途中で気持ちが変わったということでしょうか。

一山議長 海部住民福祉課長。

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 当時、同意していただいた方も現実おいでになります。23年のときには、そのときに、なかなか住所を移すことができないということで、現在に至っているというか、そのときに住所を移せないということで現在に至っています。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 とにかく、いつまでも放置できる問題でもないので、いろいろ苦勞をかけると思いますが、よろしく解決できますようお願いしておきます。以上で質問を終わります。